〈令和２年度～令和６年度〉

第三次島原市子ども読書活動推進計画

～豊かな心を育むために～

島原市教育委員会

目　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　第二次島原市子ども読書活動推進計画における取組みと課題　・・・・・・　３

（１）家庭や地域における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（２）図書館における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（３）学校における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（４）幼稚園、保育園（所)、認定こども園などにおける読書活動の推進　・・　８

（５）「子ども読書の日」の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（６）推進体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

５　子どもの読書活動推進のための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（１）推進体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（２）家庭や地域における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（３）図書館における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（４）学校における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

（５）幼稚園、保育園（所)、認定こども園などにおける読書活動の推進　・・　１５

（６）「子ども読書の日」の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

６　子どもの読書活動推進計画の数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・　１７

計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

策定委員会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

第三次島原市子ども読書活動推進計画

１　はじめに

平成１３年１２月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである・・・」と述べられています。

このように、子どもの読書活動は、人間としての成長過程において、欠くことのできない大切なものです。

特に、乳幼児期における絵本の読み聞かせは、親と子の心を結び、その後の読書活動に大きく影響を及ぼします。そして、これに続く、児童期、青年期における読書活動は、読書の楽しみを通して、子どもの心を大きく豊かに育てるための大切な経験になります。

長崎県においても、「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」において、「発達段階に応じた取組みによる子どもの読書習慣の形成」、「子どもの読書活動を活性化するための読書関係者の資質向上と連携」を重点課題に位置づけ、県民総がかりで読書活動の推進に資するための方向性と具体的な取組みを示しています。

一方で、スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、読書離れが進みつつあり、今後は、乳幼児期からの発達段階に応じた取組みによって、しっかりとした読書習慣を身に付けさせることが重要な課題です。

私たち大人は、今こそ子どもの読書活動の大切さを再認識し、ひとしく子どもの健やかな成長のために、社会全体で子どもの読書活動を推進することが必要です。

※「読み聞かせ」
“読み聞かせ”のことを“読み語り”と表現する場合もありますが、本計画では、“読み聞かせ”で統一しています。

２　基本方針

島原市は、法律※１及び国※２や県の推進計画※３に基づき、市全体として子どもの読書活動を推進するため、平成１７年に「島原市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画の実施により、市内全小中学校への学校司書の配置をはじめとした学校図書館の充実、図書ボランティア活動の活性化など、本市の子どもたちを取りまく読書環境の整備が図られました。

続く第二次計画においては、学校司書が中心となって学校図書館の環境整備が図られるとともに、学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携が深まってきました。また、家庭や地域においても読書に対する関心が高まり、不読者率においては小学校で０．２６％、中学校で０．４９％（島原市教育振興基本計画の目標１％以下）となりました。

第三次島原市子ども読書活動推進計画は、これまでの成果を検証するとともに、課題を整理し、第二次計画の精神を受け継ぎながら、本市における読書活動に関わる個人や団体、機関の協力により、市民が一体となって子どもの読書活動を推進することを目的に策定するものです。

※１法律「子どもの読書活動の推進に関する法律」

※２国　「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

※３県　「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」

※「不読者率」とは １か月のうち、本を１冊も読まなかった者の割合。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

４　第二次島原市子ども読書活動推進計画における取組みと課題

（１）家庭や地域における読書活動の推進

【取組み】

①読み聞かせの推進

ブックスタート以後の読書活動の推進のため、子育て講座や家庭教育学級などを通して、読み聞かせの意義や家庭生活の中に読書を位置づけることの大切さについて、保護者に対し啓発を図りました。

②「家族１０分間読書運動」

各家庭で１０分間程度時間を設け、家族が一緒に本を読んだり読み聞かせをしたりする活動を「家族１０分間読書運動」と位置づけ、その啓発に取り組みました。

なお、平成２９年度からは、「不読者率１％以下」をめざして読書活動の啓発に努めました。

◎「家族１０分間読書運動」（実施率）

区　分	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
小学校低学年	５２％	５１％	５４％
小学校高学年	２７％	３４％	３６％
中　学　校	１３％	８％	１０％

◎「不読者率」

区　分	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
小　学　校	０．３２％	０．２８％	０．２６％
中　学　校	１．１２％	０．６６％	０．４９％

③メディア環境への対応

各公民館や各学校などで行われている家庭教育学級やメディア講演会などで、県登録のメディア安全指導員を活用し、情報通信機器が子どもに及ぼす影響や危険性について知らせるとともに、家族で読書をする機会を設けることの大切さを周知しました。

④ボランティアグループの育成

親子で読み聞かせに触れる機会を増やすために、公民館を活動拠点としたボランティアグループの育成に努めました。

【課題】

ブックスタート以後の読み聞かせの推進やメディアに関する研修会の企画は活発に行われ、それらのねらいが広く保護者に認識されつつあるものの、子どもたちの好ましい読書習慣の定着につながっているとまでは言えない状況です。

また、ボランティアグループの育成、活性化、ネットワークの構築という点では十分に進んでいない状況です。

※「ブックスタート」

乳児一人一人に絵本を開く楽しい体験をさせるとともに、本を通して親子で楽しい時間を過ごしてもらうために絵本を手渡す活動です。

子育て支援室が、ブックスタートボランティア、保健センター、図書館と連携し、４カ月健診時に実施しています。

（２）図書館における読書活動の推進

【取組み】

①児童書の充実

図書館の絵本や低学年児童向けの図書の増加に努めました。学校や幼稚園、保育園（所）、認定こども園などとも連携しながら、本の貸出しの充実を図りました。

②学校司書や学校図書ボランティアとの連携

学校司書研修会を実施するとともに、学習内容に関する資料の収集に協力しました。また、学校図書ボランティアの読み聞かせでの選書の際には、学年に合う本を紹介したり、助言したりしました。あわせて、図書館への関心を高め、図書館の利用を促進するため、児童生徒の図書館見学や職場体験学習の受入れを積極的に行いました。

③情報の提供

平成２８年度から、インターネットを介した予約サービスを開始するなど、ネット上での情報の提供を積極的に進めました。

④幼稚園、保育園（所）、認定こども園などの利用促進

乳幼児期から本に親しんでもらえるような環境の整備に努め、図書館の活発な利用を促しました。

⑤各種イベントの開催と設備の整備

音読教室や室内飾りを作って協力してもらう「図書館おたすけ隊」などの事業を行いました。また、令和元年度には初めて「ビブリオバトル」を開催しました。有明図書館においても、平成２９年度から乳幼児向けおはなし会「わくわく本の広場」を定期的に実施しました。

設備の整備においては、島原図書館で、授乳室として和室の活用を始めたり、絵本コーナーに折りたたみ式のベビーマットを設置したりしました。

※　①～⑤の取組みが評価され、平成３０年度に有明図書館が「子供の読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰を受賞しました。

【課題】

図書館では、学校司書に対して授業で活用できる図書の紹介や、読み聞かせボランティアに対する選書の助言など、関係者と連携を図ることができました。今後もこれまでの事業を継続するとともに、学校や幼稚園、保育園(所)、認定こども園などとの連携をさらに深め、子どもたちの読書意欲の向上に努めることが必要です。

（３）学校における読書活動の推進

【取組み】

①「朝の１０分間読書」の推進

「朝の１０分間読書」など全校で一斉に読書をする機会を、すべての小・中学校で週１回以上実施しました。

②読書環境の充実

児童生徒のニーズを把握するとともに、各教科や総合的な学習の時間及び特別活動などにおいて指導計画に応じて図書を備えていくことを心がけ、学校司書とも連携を取りながら利用しやすい環境整備を進めました。

③学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携

各学校において、学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアが児童生徒の読書の様子について情報交換をしたり、読書週間の取組みを協議したりする場を設けるなど、互いに連携して読書活動の推進に努めました。

④各種行事の開催

「学校図書館まつり」や「読書感想発表会」などの行事の開催を通して、児童生徒の読書への関心を高めることができました。

⑤郷土の歴史本の配置

郷土への愛着を深めるとともに、郷土の歴史に対する関心を高めてもらうために郷土コーナーの設置などに努めました。

※　①～⑤の取組みが評価され、平成２８年度に島原市立第五小学校が、平成２９年度には島原市立有明中学校が、「子供の読書活動優秀実践校」として、文部科学大臣表彰を受賞しました。

【課題】

学級担任や司書教諭をはじめとする教職員、学校司書や学校図書ボランティアによる児童生徒の読書意欲を高めるための取組みは充実しており、島原市教育振興基本計画に掲げている不読者率１％以下の目標を達成できました。

しかし､学校段階が進むにつれて不読者率が上がるなどの実態があります。

このため、各学校で図書館教育に関わっている者の情報交換や研修を通したさらなる取組みが求められています。

また、学校図書館には、読書センターとしての機能に加え、学習・情報センターとしての機能を整備・充実させ、新しい学びの場となっていくことが求められています。

（４）　幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおける読書活動の推進

【取組み】

①読書環境の整備充実と保護者との連携

本や絵本の蔵書を充実させるとともに、保護者の理解と協力を得ながら、図書館の利用や家庭における読み聞かせの推進を図ることができました。

②昔話の読み聞かせ推進

昔話の読み聞かせに積極的に取り組みました。

【課題】

各園において、乳幼児に対しての読書の機会の充実や保護者に対する啓発が行われていますが、家庭における読書推進の意識や環境などに格差があることが課題となっています。

今後は、親子で楽しみながら読み聞かせを行うことが、親子の愛着形成につながり、豊かな心の育成にもつながることなど、保護者に対する啓発をさらに充実することが必要です。

（５）「子ども読書の日」の推進

【取組み】

①周知・啓発

教育委員会と図書館を中心にイベントの開催などを通して、「子ども読書の日」と「子ども読書週間」の周知・啓発を行いました。

また、幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおいても、読書意欲の向上のため、保護者に対して周知・啓発を行いました。

（６）推進体制の整備

【取組み】

①本計画の周知

下記団体・施設へ配布し、周知を図りました。

１．教育委員

２．図書館協議会委員

３．社会教育委員

４．公民館運営審議会委員（平成２７年度委嘱後）

５．市内小中学校（各２部）

６．市内幼稚園、保育園（所）、認定こども園（各２部）

７．島原図書館、有明図書館（職員数）

８．図書ボランティア（各２部）

９．市内７地区公民館

10．市役所各課、子育て支援室

11．県生涯学習課

②関係団体・機関の連携強化

図書館を中心に、行政をはじめ、学校、幼稚園、保育園（所）、認定こども園などと連携した取組みを行いました。

③関係者の資質向上

図書館の事業として、学校司書研修会を実施したり、ＰＴＡ活動を通して、読書に関する研修会が行われたりしました。

④「島原市子ども読書活動推進協議会」（仮称）の設置

新たな組織の立ち上げまでは至らず、図書館協議会で進捗状況の確認をしたり、検証を行ったりしました。

【課題】

本計画の周知、関係団体の連携、関係者の資質向上、いずれにおいても十分できたとまでは言えない状況でした。そのため、特に連携の強化を中心とした推進体制の整備を図ることが必要です。

５　子どもの読書活動推進のための方策

（１）推進体制の整備

本計画を推進するためには、関係団体・機関やボランティアなど、市民が一体となって取り組むことが必要です。

今後は、子どもの読書活動の関係者の資質向上と連携を図るため、これまで単独で活動してきた図書ボランティアサークルが知識や技術、情報を共有する機会をつくり、学校と図書館、図書ボランティアサークルをつなぐ取組みを強化します。あわせて、市民の声を広く聴きながら子どもの読書活動を推進します。

【具体的取組み】

①本計画の周知

子どもの読書活動を推進していくために、本計画の有効活用が図られるよう、関係団体・機関に広く周知を図り、全市的な取組みとなるよう情報発信を行います。

②子どもの読書活動を推進する各団体のネットワークの構築

図書ボランティアサークルなどの子どもの読書活動を推進する団体が、図書館や学校図書館と連携することに加え、その団体同士もつながりを持ち、情報交換や交流ができるよう促します。

③読書推進に携わる関係者の資質向上

子どもの読書活動を推進する複数の団体が相互に学び合うことにより、読書活動に関する資質向上を図ります。また、活動の場や機会の拡充を推進するため、複数の図書ボランティアなどが連携して実施する研修会を支援します。

④市の行政機関の連携強化

市においても、読書活動を推進している関係部署が連携を強化しながら、市全体として取り組みます。

（２）家庭や地域における読書活動の推進

親が本をよく読む家庭ほど、子どもは本をよく読むといわれています。幼少期の絵本の読み聞かせは、その後の子どもの読書活動に大きな影響を与えるともいわれています。

これまでも、ブックスタートや啓発チラシなどを通して、“本の読み聞かせや読書は、子どもの健やかな成長には大切なことである。”ということを周知し、徐々に理解が深まってきました。しかしその一方で、情報通信機器の普及に伴い、親子の読書離れが進むことが懸念されます。

市においては、読書の意義や家庭における習慣づけの重要性について、あらゆる機会を通して保護者に理解していただくよう努めます。また、親子の読書体験が家庭内のコミュニケーションを深める有効な手段の一つであることを理解してもらうためにも、家族が一緒に本を楽しむ「家族１０分間読書運動」をＰＴＡなどとも連携を図りながら推進します。

また、地域住民の身近にある公民館においても、図書を整備し公民館だよりなどを通して図書の紹介を行っています。また、各公民館には島原図書館から定期的に配本を受ける島原図書館分室を備えています。

今後も、おはなし会などに対して十分な支援が行えるように、公民館図書の充実と情報の提供に努めます。

【具体的取組み】

①読み聞かせの推進

ブックスタート以後、子どもが本に親しみやすくなるように、家庭での読み聞かせを推進するとともに、その大切さについて周知します。

②ＰＴＡと各施設の連携による家庭読書の啓発

ＰＴＡの研修活動として、公民館、子育て支援センター、図書館など各施設と連携して、家庭での読書習慣の形成の重要性を保護者に伝え「家族１０分間読書運動」など読書活動への理解を深めます。

③広報誌・ホームページなどによる家庭読書の啓発

市の広報誌やＰＴＡ新聞、各ホームページなどを通して、読書活動推進のためのイベントや「家族１０分間読書運動」などを周知し、積極的な取組みを働きかけます。

（３）図書館における読書活動の推進

本市には、二つの図書館が設置されており、子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知り、知識を身に付けることができ、また、保護者にとっては、子どもと読書の楽しみを共有し、子どもの読書について相談できる場所です。

さらに、他の団体・機関などとの連携を図るとともに、おはなし会などを通して、読書活動の普及を行う場所です。

これまでも、子どもの読書活動の推進のために、児童図書などの蔵書の充実、おはなし会などの自主事業、ホームページを活用した各種図書情報の提供など、子どもに親しまれる図書館をめざして、運営してきました。

今後は、読書活動を全市的に広げるため、読書環境の整備を図るとともに、学校司書や学校図書ボランティアなどとのネットワークの強化を図ります。

【具体的取組み】

①児童書の充実

図書館の絵本や低学年児童向けの図書をさらに増やし、学校や幼稚園、保育園（所）、認定こども園などへの本の貸出しの充実を図ります。

②情報の提供

家庭における読書の大切さや、楽しさについて理解の促進を図り、本との出会いを広げるために各年齢に適した本を紹介するなど、積極的に情報の提供に努めます。

③幼稚園、保育園（所）、認定こども園などの利用促進

乳幼児期から本に親しんでもらえるような読書環境の整備に努め、図書館の活発な利用を促します。

④各種イベントの開催と読書環境の整備

子どもたちの読書意欲を高めるような各種イベントを行うとともに、快適に参加できるよう読書環境を整備します。

⑤「ミライｏｎ図書館」との連携

ミライｏｎ図書館を中心とした、県内公共図書館とのネットワークを活用し、利用者の要望に応える体制を整えます。

（４）学校における読書活動の推進

学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書の習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。学校教育法第２１条においては、普通教育の目標のひとつとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。また、新学習指導要領においても、総則に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」とされており、国語科においては、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標に、めざす読書の姿を学年の系統性を踏まえながら示されています。

そのため、児童生徒の多様な興味・関心に応え、多様な教育活動を展開できるようにするための蔵書の充実、学校司書を中心とした学校図書館の環境の整備、読み聞かせなどを通して読書意欲を向上させるための学校図書ボランティアとの連携に取り組みます。

また、図書館との連携を図り、学校における読書活動の活性化を図るとともに、学校図書関係者の資質向上に努めます。

さらに、障がいのある児童生徒の読書活動が充実するように努めます。

【具体的取組み】

①学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

国語科の学習指導要領解説「第２章　国語科の目標及び内容」には、読書について、「自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うために、国語科の学習が読書活動に結び付くよう発達の段階に応じて系統的に指導することが求められる。」とされ、読書活動の推進についての具体的な目標が示されています。

これらを踏まえ、各学校においては、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付けるための適切な支援や指導を行います。

②図書環境の充実

読書センターとしての機能に加え、児童生徒のニーズや学習活動に応じた資料を備えるなど情報センター機能を整備・充実させ、さらに利用しやすい環境整備を進めます。

③学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアの連携

学級担任、司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアが連携して、個々の児童生徒の読書意欲を高めるよう努めます。

④各種行事の開催

「学校図書館まつり」や「読書感想発表会」などの行事を開催するなど、児童生徒の読書への関心を高めます。

⑤郷土資料の充実

郷土への愛着を深めるとともに、郷土の歴史に対する関心を高めてもらうために、島原半島の民話や島原の歴史に関する蔵書の充実を図ります。

（５）幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおける読書活動の推進

幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおいては、絵本の読み聞かせを通して紙芝居、童謡、物語に親しみ、言葉のリズムの楽しさと出会うための活動に取り組んでいます。

このことは、乳幼児に安らぎと感動を与え、豊かな心を育みます。また、本や絵本を読んでもらった楽しい時間は、あたたかい記憶としていつまでも子どもの心に残り、将来の読書活動にも大きな影響を与えます。

今後も、絵本の読み聞かせなどが充実するように、幼稚園、保育園（所）、認定こども園などに働きかけるとともに､図書館や図書ボランティアと連携し、読書活動を活発にするよう促します。

また、ブックスタートの成果を家庭でも継続していくよう、保護者へ働きかけていきます。

【具体的取組み】

①読書環境の整備充実と保護者の連携

幼児一人一人が、心に残る本や絵本と出会えるように、本や絵本の蔵書を充実させるとともに、保護者の理解と協力を得ながら、図書館の利用や家庭における読み聞かせの推進を図ります。

②昔話の読み聞かせの推進

昔話は、日本の文化の良さと人間の心の美しさ、正義感などを教えてくれます。心豊かでたくましい子どもを育てるために、昔話の読み聞かせを積極的に取り入れます。

（６）「子ども読書の日」の推進

４月２３日は「子ども読書の日」と法律で定められています。

子どもの読書活動の推進のためには、広く市民の理解と関心を深めることが必要であり、今後も引き続き「子ども読書の日」を中心として読書活動の啓発に努めます。

【具体的取組み】

①周知・啓発

教育委員会と図書館を中心にイベントの開催などを通して、「子ども読書の日」と「子ども読書週間」の周知・啓発を引き続き行います。

また、幼稚園、保育園（所）、認定こども園などにおいても、読書意欲の向上のため、保護者に対して周知・啓発を行います。

６　子どもの読書活動推進計画の数値目標

（１）図書館における図書貸出冊数

平成２７年度　２４０，８９７冊

令和　３年度　２４５，０００冊

（２）１か月に本を１冊も読まなかった者の割合（不読者率）

令和　３年度　小・中学校とも１％以下

（県の数値目標と同じ）

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　平成１３年２月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成１６年２月、長崎県においても「長崎県子ども読書活動推進計画」が策定された。これに基づき、子どもの読書活動を総合的、体系的に推進するにあたり、本市における子どものための読書活動推進計画を策定するため、島原市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

（職務）
第２条　策定委員会は、本市における子どもの読書活動の推進について検討をし、子どもの読書活動における推進計画の策定について協議をし、その結果を教育委員会に報告する。

（定数等）
第３条　委員の定数は、１２人以内とし、次に定める区分により、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。
（１）図書館関係者
（２）社会教育関係者
（３）学校教育関係者
（４）読み聞かせグループ
（５）幼児教育関係者
（６）その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定・公表の日までとする。

（委員長及び副委員長）
第５条　策定委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。
２　委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　策定委員会の招集は委員長が招集する。

（庶務）
第７条　策定委員会の庶務は教育委員会社会教育課において処理する。

附　則
この要綱は平成１７年１月２４日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２６年９月９日から施行する。
（会議招集の特例）
２　この要綱の施行後最初に招集すべき会議は、第６条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

計画策定の経緯

《国の動向》

平成１３年１２月１２日　「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行

平成１４年　８月　２日　「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定・公表

平成１７年　７月２９日　「文字・活字文化振興法」公布・施行

平成２０年　３月１１日　「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」【第二次】策定・公表

平成２５年　５月１７日　「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」【第三次】策定・公表

平成３０年　４月２０日　「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」【第四次】策定・公表

《県の動向》

平成１６年　２月１８日　「長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表

平成２０年１２月１８日　「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表

平成２６年　１月１７日　「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表

平成３０年１２月２０日　「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」策定・公表

《本市の動向》

平成１７年　４月　１日　「島原市子ども読書活動推進計画」策定・公表

平成２７年　４月　１日　「第二次島原市子ども読書活動推進計画」策定・公表

令和　元年　９月２７日　「第三次島原市子ども読書活動推進計画策定委員会」設置

委員：１１名

委員長：大隅　謙一郎　氏（島原図書館協議会委員長）

令和　元年　９月２７日　第一回策定委員会

令和　元年１０月２３日　第二回策定委員会

令和　元年１１月２２日　第三回策定委員会

令和　２年　１月１７日　第四回策定委員会

策定委員会委員名簿

氏　　名	第３条該当条文等	その他
山本　茂夫	第１号（島原図書館長兼有明図書館長）	
大隅謙一郎	第１号（島原図書館協議会委員長）	委員長
木村　仁美	第１号（島原図書館司書）	
佐藤美由紀	第２号（社会教育委員）	
加藤　盛彦	第３号（島原市立高野小学校長）	
森田　由美	第３号（学校教育課指導主事）	
山田　和子	第３号（島原市立第一小学校学校司書）	副委員長
森川　涼子	第４号（読み聞かせグループ）	
荒木　智子	第４号（学校図書ボランティア）	
原田　　恒	第５号（春陽保育園園長）	
野村千恵子	第５号（島原幼稚園教諭）	
城代のり子	第６号（ブックスタートボランティア）	

事務局名簿

松本　恒一	社会教育課長
藤井　大作	社会教育課生涯学習班長
松本　和子	社会教育課社会教育指導員